

平成28年度学校給食用牛乳供給推進事業 の手續と具体的内容

<目次>

- 1 学校給食用牛乳供給推進事業の主な変更点 (P.1)
- 2 学校給食用牛乳供給推進事業の主な手續 (P.2)
- 3 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業
 - (1)内容 (P.3)
 - (2)手續 (P.4)
- 4 高付加価値牛乳地域利用推進事業
 - (1)内容 (P.5)
 - (2)手續 (P.6)
- 5 学校給食用牛乳新規利用推進事業 (P.7)

1 学校給食用牛乳供給推進事業の主な変更点

27年度

1. 学校給食用牛乳等供給円滑化推進事業

推進会議が有効に機能しているか検証できる仕組みなし

2. 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業（輸送費補助）

補助額(円/200cc) = 供給価格 - 基準価格
県平均供給価格 + 県の供給価格の70%標準偏差と2円のいずれか低い額

3. 高付加価値牛乳地域利用推進事業

学校給食で自県産牛乳を用いた低温殺菌牛乳(100°C未満で殺菌された牛乳)を提供する場合に奨励金(4円/200cc)を交付

4. 牛乳・乳製品利用拡大推進事業

1) 学校給食で国産牛乳を用いた発酵乳等を提供する場合に奨励金(2.65円/個)を交付。

2) 小中学校等において、学校給食用牛乳を新たに供給する場合に奨励金(4.40円/200cc)を交付。

28年度

1. 学校給食用牛乳供給円滑化推進事業

本年度の予算執行調査の指摘を受け、3月に実施要領等の改正を行い、推進会議について、会議の内容や結果を公表する等、有効に機能していることを検証できる仕組みを導入する。

2. 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業（掛かり増し経費補助）

補助額(円/200cc) = 供給価格 - 基準価格
全国平均供給価格 + 全国の供給価格の60%標準偏差

また、予算執行調査の指摘を踏まえ、定期的に区域割の見直し・検証が行われるよう、昨年12月に対策要領を改正済み。

3. 高付加価値牛乳地域利用推進事業

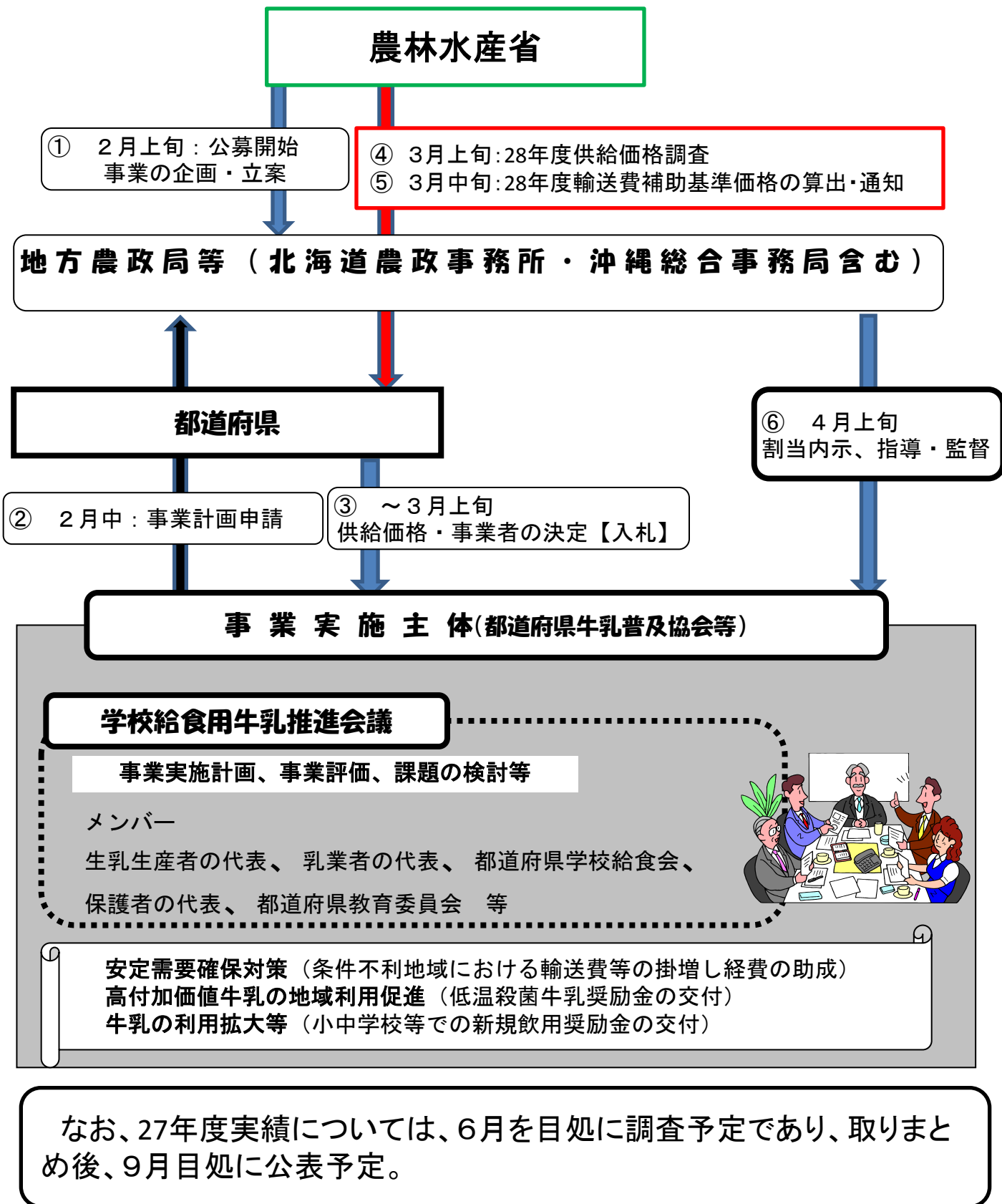
- 1) 奨励金単価は**2円**/200ccに減額。
- 2) 28年度からの事業対象は、**地方自治体が地方負担(1/2相当)を措置し**、かつ、新たに低温殺菌牛乳を導入する学校とする。
- 3) 27年度の事業実施校(最大29年度まで)については、激変緩和措置として、必ずしも**地方負担の導入は求めない**。

4. 学校給食用牛乳新規利用推進事業

27年度限りで廃止

小中学校等において、学校給食用牛乳を新たに供給する場合に奨励金(4.50円/200cc)を交付。

2 学校給食用牛乳供給推進事業の主な手続



3 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業(掛かり増し経費補助)

(1)内容

学校給食用牛乳の供給において、不利な供給条件に基づき掛増しとなる経費相当額の一部について、供給数量に応じて補助金を交付します。

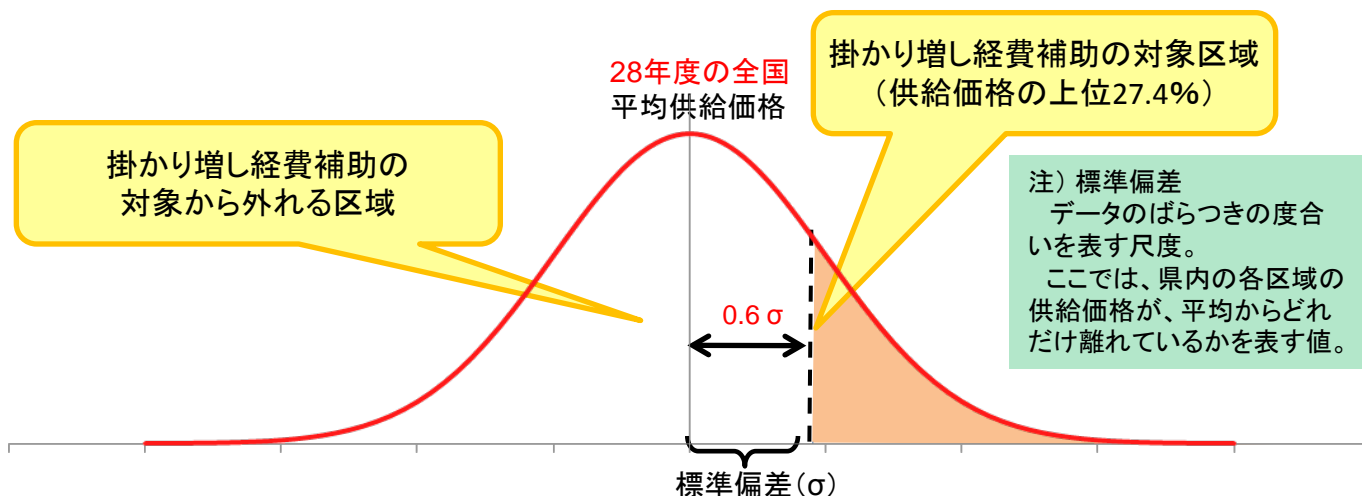
具体的には、以下のとおり、平均供給価格から一定額以上の格差がある地域のみを補助します。

$$\text{補助額(円/200cc)} = \text{供給価格} - \text{基準価格}$$



(28年度の全国平均供給価格 + 28年度の全国の供給価格の60%標準偏差)

➤ 28年度の全国の供給価格の標準偏差の60%(0.6σ)以上の区域のみを掛かり増し経費補助の対象とします。



<28年度の補助額例>

A区域の補助額(円/200cc)

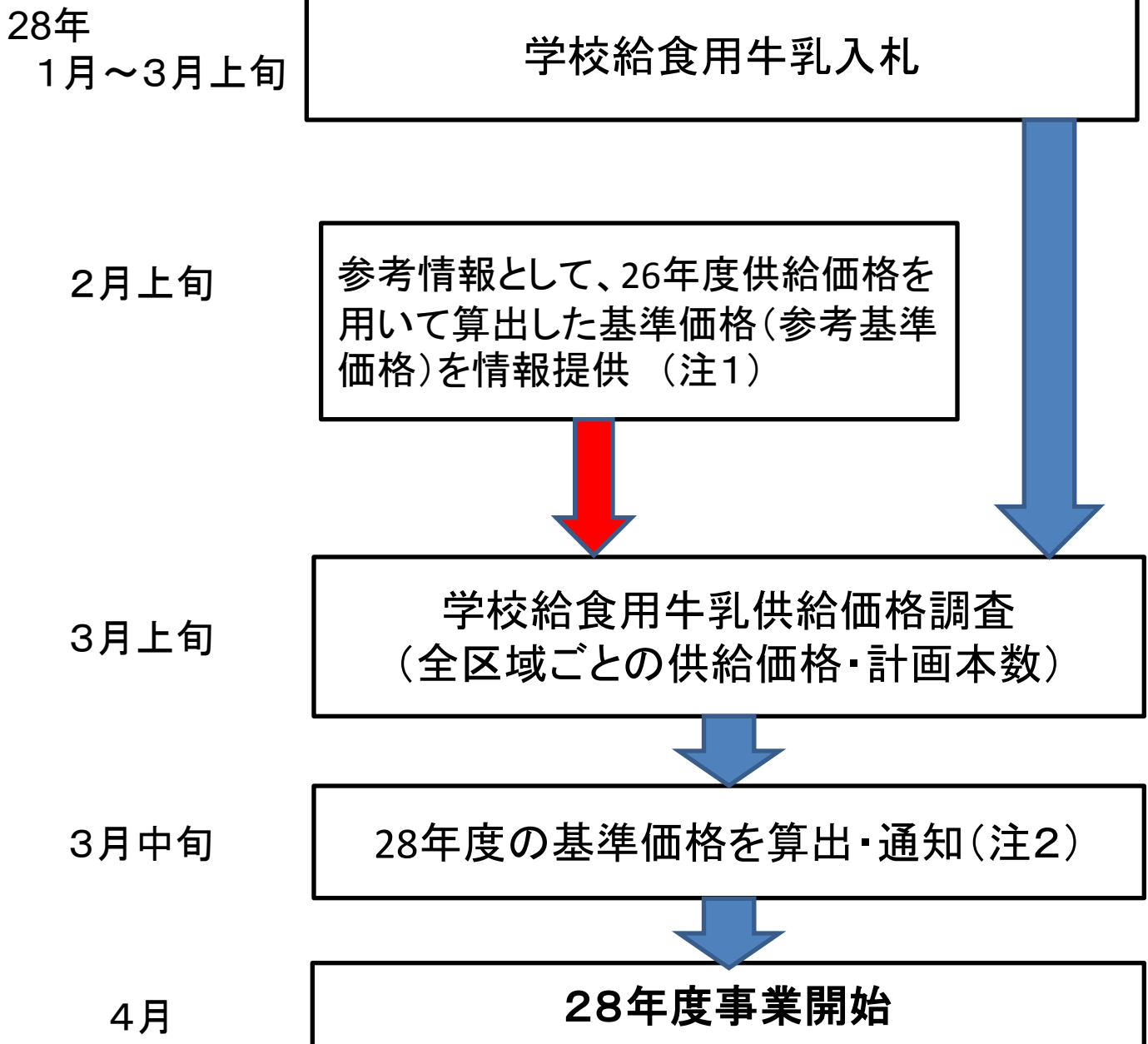
= A区域の供給価格

- (28年度全国平均供給価格 + 28年度の全国の供給価格の60%標準偏差)

3月中旬に入札結果を調査予定
(参考)26年度全国平均=46.37円

左記と同時に調査予定
(参考)60%標準偏差(26年度):2.76円

(2) 手続



注1) 基準価格の算出が例年より遅れることを勘案して、2月上旬に26年度供給価格で算出した基準価格を参考として通知予定。

注2) 28年度の基準価格については、3月上旬の入札結果調査の結果を踏まえて算出。

4 高付加価値牛乳地域利用推進事業

(1)内容

飲用習慣の定着につながる取組を実施する学校において、学校給食に低温殺菌牛乳を提供する場合に奨励金を交付(2円/200cc)。

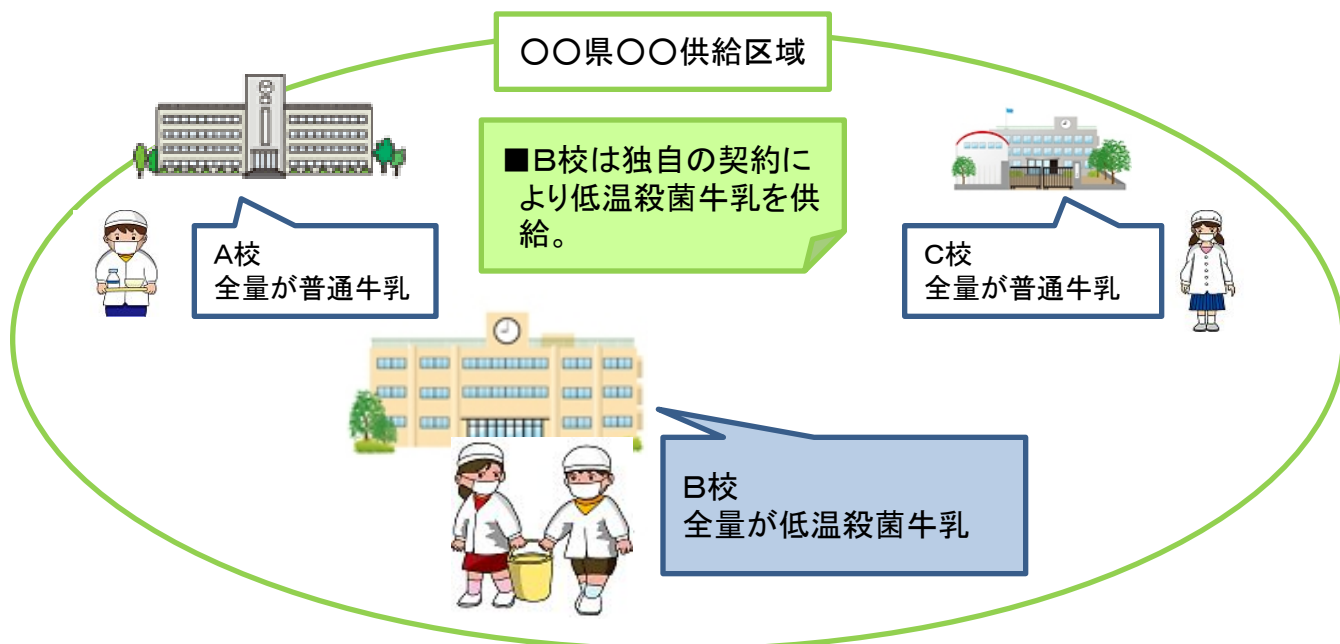
(ただし、27年度以降における奨励金の交付期間は、同一校につき最大3か年度とします。)

○ この事業でいう低温殺菌牛乳とは……

- この事業でいう低温殺菌牛乳とは、100℃未満で殺菌された牛乳をいいます。LTLT(63～65℃、30分)のほか、HTST等(72℃、15秒以上。保持式75度以上、15分以上)も対象となります。
- 低温殺菌牛乳の原料は、原則として当該都道府県内で生産された生乳とします。ただし、生乳及び牛乳の流通の合理性等を勘案し、都道府県知事が適当と認める場合には、当該都道府県以外で生産された生乳も対象とします。
- 安全性を確保する観点から、学校等での保冷库の整備、輸送中の取扱い等に関するマニュアルの整備、関係者への周知が必要です。

○ 供給事業者の選定(契約)方法

- 低温殺菌牛乳の供給を希望する学校は、都道府県が実施する学乳の入札時期までに低温殺菌牛乳の供給事業者を決定し、供給事業者との契約により、低温殺菌牛乳の供給を受けてください。

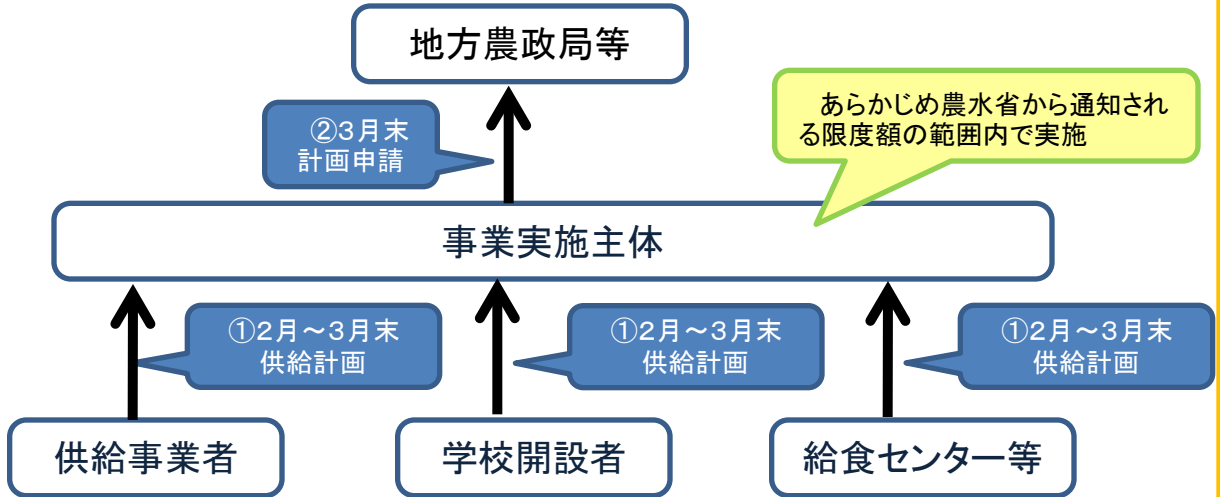


- 奨励金の申請に当たっては、低温殺菌牛乳の供給事業者の選定について、公平性や透明性が確保されていることを示す書類(選定規約又は選定理由、決定までの経過等を整理した書類等)を事業実施主体に提出する必要があります。

(2) 手続

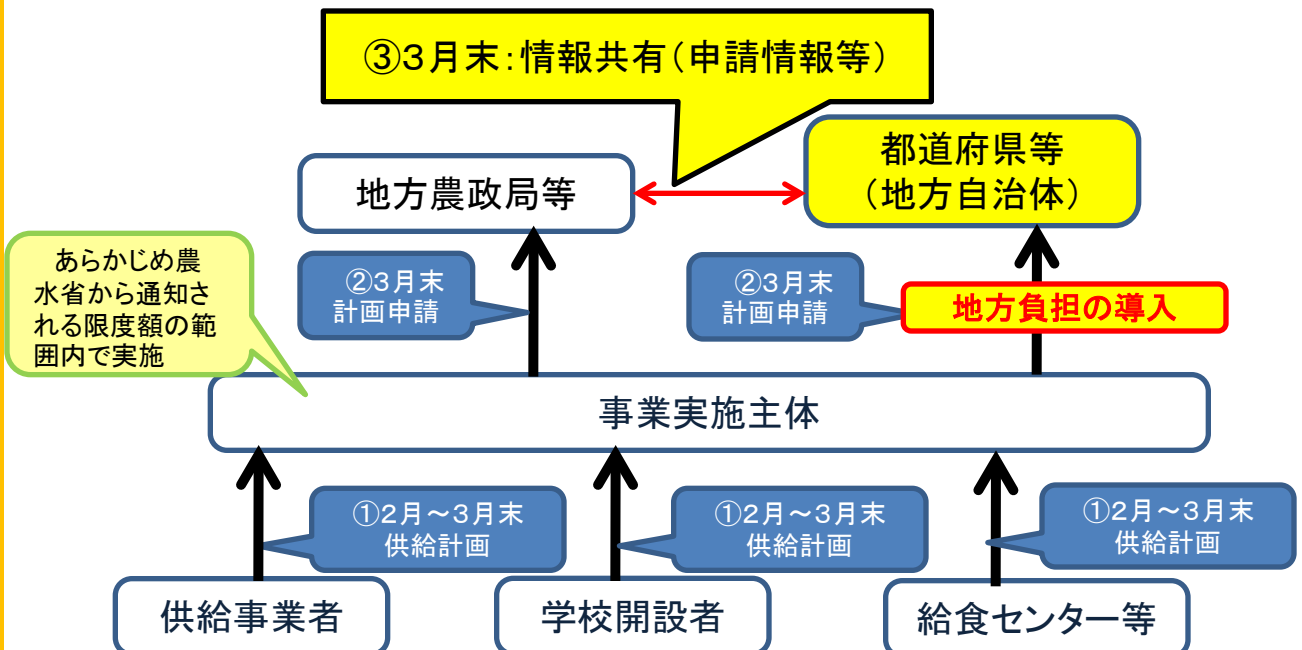
① 27年度からの継続校

- 供給事業者、学校開設者等が、年間の供給計画を策定し、計画に基づき供給する場合が対象。各都道府県からの計画申請に基づき、農水省から示される限度額の範囲内で実施。



② 28年度からの新規実施校

- 28年度からの事業対象は、従来の条件に加えて、地方自治体が地方負担(1/2相当)を措置し、新たに低温殺菌牛乳を導入する学校が対象となる。



5 学校給食用牛乳新規利用推進事業

内容

平成28年度以降において、学校給食用牛乳の利用を新たに開始した小中学校等に供給される牛乳を対象として、供給を開始した年度に限り供給数量に応じて奨励金を交付(4.50円/200cc)。

○ 事業対象

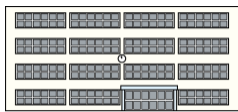
学校給食用牛乳供給対策要領の第2に定めるところにより、供給事業者と供給価格を決定した上で、新たに学校給食で牛乳供給を行う場合が事業の対象となります。

「新たに」とは・・・

○ 学校で新たに牛乳を供給する場合を事業の対象としますが、次の場合も事業の対象となります。

・統廃合等後の学校において、過半数の児童・生徒(新入生を除く)に学校給食用牛乳の供給が開始された場合。

【合併の例】



A校

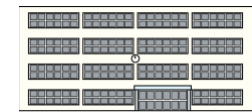
+



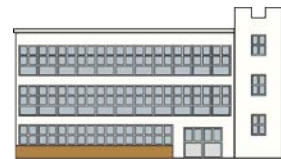
B校



(合併)



A校(存立校:学乳実施)



C校(新規校:学乳実施)

(1) 学乳未実施

学乳未実施

補助対象

(2) 学乳未実施

学乳実施

補助対象

過半数の児童・生徒(新入生を除く)が学乳未実施であった場合、事業対象

・学校給食用牛乳の供給を一旦停止(5年間以上)した後、これを再開する場合。

